

学芸員・司書

—新課程・旧課程にかかる経過措置について—

H24. 4. 1入学生より、学芸員・司書資格にかかる課程は新課程となっています。ただし、学部生で「H24. 3. 31以前に入学し、引き続き在学している者」については旧課程が適用となります。

【早見表】

○H24. 4. 1以降に入学した方

【前期課程入学の学部学生(学部後期課程への編入学等も含む)及び大学院学生】

➡新課程となります。

○H24. 3. 31以前に入学した方

【前期課程入学の学部学生】

➡旧課程となります。

○現時点で単位が揃っていない大学院学生

➡新課程となります。